

6 医 計 第 62 号
令和 6 年 5 月 14 日

各保健所長 殿

保健医療局長

令和 6 年 3 月 31 日現在の既存病床数及び令和 6 年度における病床
整備計画の取扱いについて（通知）

医療法(平成 23 年法律第 205 号)第 7 条に基づく許可のうち、病院の開設及び病床数の増床に関する申請等の取扱いについては、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 医第 260 号愛知県衛生部長通知)により、また、同法第 7 条第 3 項に基づき診療所に病床を設置しようとする者等から医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 1 条の 14 第 7 項の適用について相談があった場合の対応については、「医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項の適用に関する事務処理要領」(平成 20 年 2 月 18 日付け 19 医福第 374 号本職通知)により取り扱っているところです。

このたび、令和 6 年 3 月 31 日現在の既存病床数を別紙 1 のとおり算定するとともに、本年度における病床整備計画の取扱いを別紙 2 のとおりとしましたので、適切な事務処理をお願いします。

なお、公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会、一般社団法人愛知県歯科医師会及び一般社団法人愛知県精神科病院協会には、別添のとおり本職から別に通知しています。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ（倉知）
電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）
ファックス 052-953-6367